

## 『おおさか環境賞』の概要

## 目的

大阪府環境基本条例第14条の規定に基づく自主的な活動の支援のため、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全又は創造に資する活動に取り組んでいる個人若しくは団体、又は事業者に対し、その活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪を広げることを目的とする。

## 賞の授与

市町村長、豊かな環境づくり大阪府民会議（※）委員を選任した団体の代表者及び運営委員会を構成する学識経験者による推薦を受けた活動、及び、団体又は事業者は、この賞の対象となる活動について自ら推薦した団体又は事業者の活動を対象に、大賞、準大賞及び奨励賞並びに協働賞を表彰する。

特に優れた活動には大賞、大賞に準ずる優れた活動には準大賞を贈る。それ以外については、奨励賞を贈る。

また、大賞、準大賞及び奨励賞のうち、個人と団体、団体と事業者、事業者と事業者等、連携・協力して取り組む優れた協働活動については、さらに特別賞として協働賞を贈る。

## ※豊かな環境づくり大阪府民会議とは

豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進することを目的に、府民・事業者団体、学識経験者及び行政を構成員として平成6年に発足。毎年度、「大阪行動計画」の作成や「おおさか環境デジタルポスターコンテスト」事業等を行い、構成団体の実践活動や普及啓発を推進。

## 賞の対象要件

- 活動が他の模範となるものであること。
- 活動が2年以上（年1回程度の活動にあっては3年以上）の実績を有し、将来にわたり継続する見込みがあること。  
ただし、2年以上の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果を上げている場合は、対象とする。
- 同一の活動について、大臣又は知事の表彰を受けている者及び「おおさか環境賞」を受賞した者は除く。
- その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した者は除く。

## 対象となる活動の種類・内容

### (1) 府民活動

大阪府内で、個人・団体（地方公共団体は除く）が自主的に取り組む次の活動が対象となる。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については対象とする。

#### ① 豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動

- 例）・ブナ林の保全など希少な野生動植物の保護に向けた学術研究活動  
・地球温暖化やオゾン層の保護など地球環境問題に関する調査研究活動  
・途上国における森林の保全や砂漠化の防止などに関する調査活動

#### ② 豊かな環境の保全又は創造に資する教育啓発活動

- 例）・地域や学校等における地球温暖化防止等に関する環境教育・啓発活動  
・グリーン購入の促進など環境に配慮したライフスタイルの確立に向けた啓発活動  
・家庭における省エネルギーのあり方に関する研修活動

#### ③ 豊かな環境の保全又は創造に資する実践活動

- 例）・里山保全、河川や海の水質浄化、川岸や海岸の自然再生に向けた実践活動  
・再生品利用や分別収集など廃棄物の3Rを推進する実践活動

### (2) 事業者活動

大阪府内で、事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する活動が対象となる。ただし、自社内に限る省エネルギー・廃棄物削減などの活動は除きます。また、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については対象とする。

#### ① 調査研究活動、環境教育・啓発活動、実践活動

- 例）・地球温暖化など地球環境問題に関する研究成果、新しい省エネ技術等を他者と連携して地域等に広く普及する活動  
・地域や学校の出前授業、住民の施設見学・セミナー等の環境教育・啓発活動  
・里山保全や環境美化、ピオトープ造成等の環境・生物多様性保全に資する実践活動  
・事業により出た廃棄物等をリサイクルし、地域で有効活用する実践活動

#### ② 社会や消費者行動の変革を促して、環境課題の解決に寄与する新たなビジネス

- 例）・設計、生産、利用、廃棄のライフサイクル全体にわたり、資源消費を抑制しストックを有効活用して付加価値を生むようデザインされた「サーキュラーエコノミー」の取組み（ICT技術を活用した日用品や服などのシェアリングサービスなど）  
・地域の規格外野菜を全量仕入れ販売する生産・消費者ネットワークの構築や、マイボトルが利用できる店舗等の情報提供マップアプリサービスの運用・提供など、地域などの社会課題の解決を目的とした「ソーシャルビジネス」「コミュニティビジネス」の取組み

③ 環境課題解決に寄与する文化芸術活動や学校教育活動、地域活動等

例) ・海洋プラスチックなどの廃棄物をアート作品として啓発

・地域事業者や住民等と連携して地域環境改善に取り組む地域学校協働活動\*

\*地域学校協働活動：住民、保護者、団体、民間企業等の幅広い参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を目指して連携・協働して行う様々な活動（文科省）

・まちおこしや文化芸術イベントへの環境テーマの組み込み

(3) 対象とならない活動

次に示す活動については、対象とならない。

・学校の授業の一環（単位取得の要件、卒業論文の研究対象など）として行われる活動

・省エネルギー・廃棄物低減等への取組みのうち、自社内に限られるもの（自社事業所の環境対策、環境マネジメントシステムの運用など）

(4) 協働賞について

大賞、準大賞、奨励賞に決定した活動のうち、次の2つの視点から、優れた協働取組でもあると認められる活動には、特別賞として協働賞の授与を決定する。本賞は大賞、準大賞または奨励賞受賞者に加えて、協働で活動を行う協働者（団体又は事業者）にも授与する。

①役割分担

互いに特色を活かし合い、足りない部分を補い合った適切な役割分担がなされているか。

②メリット

協働により一層効果的な取組みが実現しているかどうか。